

平成 22 年度第 2 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 23 年 3 月 10 日（木）午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

多賀谷一照会長、伊藤さやか委員、井上隆行委員、大田恭子委員、桑波田和子委員、
澤田成雄委員、菅野泰委員、萩原博委員、藤井公雄委員、保坂好一委員、
柳瀬雄太委員（委員：五十音順）

(2) 事務局

和田正夫政策法務課長、濱崎稔情報公開・個人情報センター室長、長谷川聡副課
長、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

- (1) 苦情処理等の報告について
- (2) 苦情に関する是正等の意見に対する措置状況について
- (3) 苦情処理調査部会のあり方について
- (4) 平成21年度情報公開制度の運用状況について
- (5) 情報公開法改正の動向について

5 議事の概要

事務局（畑野） 本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。
魚住委員、橋本委員、平野委員からは欠席の御連絡をいただいております。佐藤委員は少々遅れていらっしゃるようですが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは、定刻でございますので、ただ今から平成 22 年度第 2 回
千葉県情報公開推進会議を開催いたします。なお、この会議は公開で
行われておりますので、傍聴要領の定めによりまして、本日は傍聴者
の方はまだいらっしゃっておりませんが、通常ですと、いらっ
しゃることが多いので、今後入室されることが考えられます。また、
この会議は議事録を作成することとなっておりますので、録音テー
プをとらせていただきます。作成されました議事録は、御発言された方
の氏名も含めて、千葉県のホームページに掲載し公表することとして
おります。

次に、本日お手元にお配りしてあります資料について、確認をお願
いいたします。お配りしてあります資料は、会議次第、委員名簿、座
席表、そして平成 22 年度第 2 回千葉県情報公開推進会議会議資料で

ございます。そのほかに冊子として、平成 21 年度情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書がございます。

また、委員の皆様には「情報公開事務の手引」、そして、今後いらっしゃいました傍聴者の方には「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」と「傍聴要領」がございます。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくお願ひいたします。

多賀谷会長

それでは議事に入りますが、その前に、本日の議事録署名人の指名につきまして、大田委員にお願いします。よろしいでしょうか。

本日は 5 件の議題を予定しております。議題 1 は「苦情処理等の報告について」です。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（濱崎）

それでは、私から、まず議題 1「苦情処理等の報告について」、御説明させていただきます。

本日御説明するのは、前回の推進会議以降、本日まで苦情処理調査部会で処理をしていただきました苦情 1 から苦情 12 までの苦情の概要と処理結果、及び現在調査中であります苦情 13 から苦情 16 についての苦情の概要でございます。案件数が多いので、まず昨年 10 月 1 日の部会で審議していただきました苦情 1 から苦情 8 までを説明したいと思います。

それでは資料をお開きいただきたいと思います。資料 1 でございますが、3 ページから一覧表がございますので、そちらをご覧ください。

初めに、苦情 1 及び苦情 2 については、類似の案件ですので一括して説明いたします。申出人は A さんです。以下、苦情 8 まですべて A さんが申出人でございます。申出日は、苦情 1 は平成 22 年 4 月 6 日、苦情 2 が 4 月 9 日です。実施機関は知事で、苦情 1 については政策法務課、苦情 2 については知事室、総務課、農村振興課が担当課となっております。調査は、井上委員、桑波田委員に実施していただきました。苦情の内容でございますが、2 点あり、2 点の是正意見を出しております。

1 点目ですが、まず苦情 1 の 1 項目目の苦情、それから、苦情 2 の内容になりますが、「2 年近くも異議申立てを放置」であるとか、「異議申立てから約 2 年経過して決定書がきた」というもので、異議申立

ての処理に時間がかかったという苦情でございます。この点につきまして、まず苦情 2 の方ですが、農村振興課に不適正な事務処理があり、是正の意見を出したところでございます。

調査結果を説明いたしますと、苦情 2 の処理結果通知書 19 ページをお開きいただきたいと思いますが、19 ページの (2) ア (ア) という所ですが、そこをご覧いただきたいと思いますが。農村振興課の説明ということで、「誰かが止めていて放置していた事実はないが、異議申立てから決定までに期間を要した一因として、平成 20 年 9 月 30 日付け審査会回答第 11 号にて回答を受けた当時の担当者が、『実施機関が行った処分は妥当である。』との回答内容から、この事案が完結したものと誤った判断をし、所属長まで供覧を行った後、文書綴りに回答を綴ってしまった期間があった。」というもので、そのことに気付いてから事務処理を再開したので時間がかかってしまったというものでございます。

3 ページの一覧表に戻っていただきまして、苦情 2 の処理結果の 1 の所ですが、「農村振興課の事務処理については、故意に隠ぺいしたり、放置したものではないという実施機関の説明に特段不自然な点はないと認められる。しかし、」3 行ほど飛びまして、「意図的に行ったものではないにしても、結果として一時的に放置してしまったという事実が生じ、異議申立てに対する決定が遅滞してしまったものであり、不適正な事務の処理であり、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 23 ページをお開きいただきたいと思いますが。23 ページの一番下の部分、「3 推進会議の意見」という所ですが、「審査会から意見照会に対する回答があったときは、回答を尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行うことが必要である。実施機関においては、千葉県情報公開条例及び事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分理解し、再発防止に努め、より適正な事務処理を行われたい。」というものでございます。

異議申立ての処理に時間がかかったという苦情については、そのほかに苦情の対象になった政策法務課、総務課、知事室の事務処理については、特段不適正な点は認められませんでしたので、そのほかについては省略いたします。

資料の一覧表の 3 ページに戻っていただきまして、この苦情の 2 点

目ですが、苦情 1 の苦情内容の 2 項目目になります。「H22、4、1 付の文書で存在しない H22、5、1 付で提起した異議申立てがあったと記載したのはイヤガラセ」だというもので、これはどういうことかと申しますと、異議申立てに対する決定書の送付文中に記載した異議申立年月日のうちの「年」の記載を間違えたというものでございます。

苦情 1 の処理結果の 1 をご覧いただきたいと思います。「『平成 20 年』と記載すべきところを『平成 22 年』という記載になっている部分については、実施機関が記載を誤ったものであると推認され、申出人が主張するような意図的に行ったものではないと認められる。しかし、文書の施行とは、決定された県の意思を文書により外部に表示するものであるから、文書の施行に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意した上で行うことが必要であり、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 17 ページをご覧いただきたいと思います。17 ページの「3 意見」という部分ですが、「文書の施行については、決定された県の意思を文書により外部に表示するものであるということを十分認識して行う必要がある。実施機関においては、文書の起案及び施行に当たっては、県の意思決定を行うという責任者意識をもつとともに、内容に誤りがないよう正確を期すこと等に十分留意して事務処理を行われたい。」という意見を出したということでございます。

続きまして、苦情 3、苦情 4 に移ります。苦情 3 と苦情 4 についても、一連の事務処理についての苦情ですので、一括して説明いたします。資料の 4 ページをご覧いただきたいと思います。申出人は同じく A さんで、申出日は、苦情 3 が平成 22 年 4 月 27 日、苦情 4 が 5 月 6 日、実施機関は共に知事で、担当は農村振興課でございます。調査は、伊藤委員、佐藤委員に実施していただきました。苦情の内容ですが、苦情 3 では「故意に対象文書を特定しようとするせず却下目的の補正要求」、一つ飛びまして、「情報公開センター窓口で農振（農村振興課）が特定できるとして受理しても補正要求」、それから一つ飛びまして、「リストを示さない」であるとか、「支出伝票を故意に特定しない」というものでございます。苦情 4 につきましては、同様に、補正要求の際に「リストの添付漏れ」があったという苦情でございます。

今回の苦情の原因となった開示請求には、申出人の主観に基づく記

載、具体的には「〇〇の不正受給がわかる書類」、そういった記載があったわけですが、この内容では文書が特定できないということで補正要求を行ったわけですが、その際に生じた苦情ということでございます。今回の苦情では、2点、是正の意見を出しました。

まず、センター窓口で農村振興課が特定できるとして受理したのに補正要求をされたという点でございますが、苦情3の処理結果通知書26ページをお開きいただきたいと思います。26ページの(4)ア(ア)という所でございます。「実施機関の説明によると、窓口では、提出された行政文書開示請求書の記載事項の確認を行い、形式上の不備があると判断したときは、開示請求者の任意の協力を前提として当該行政文書開示請求書の記載事項について補正を求めているが、申出人は本事案に係る行政文書開示請求と同様の主観に基づく行政文書開示請求を多く行っていることから、本事案に係る行政文書開示請求について、申出人の主観に基づく部分を除いた場合に、『千葉県中山間地域等直接支払交付金等(推進事業含む)』に係る行政文書は農村振興課が保有していることを農村振興課に確認し、申出人には、農村振興課を担当課として本事案に係る行政文書開示請求の事務を進めてもらう旨説明しているとのことである。」という説明があったわけですが、これに対しまして、申出人は、センターの窓口職員からは、窓口職員が農村振興課の職員に確認して、記載した内容で特定できるという説明を受けているというように受け取っているということで、そのへんの行き違いがあったということでもあります。

もう1点、是正の意見を出している部分ですが、開示請求書に「支出伝票を含む」と記載してあるのに、補正要求書に記載された文書の例示に「支出伝票」という表現がなかったというものでございます。

それでは、処理結果を説明いたしますが、一覧表の4ページに戻っていただきまして、まず1ですが、「情報公開窓口の総合窓口において、『開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか』又は申出人が『知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか』確認し、申出人の主観に基づく部分があり行政文書の特定が困難であると判断した場合には、開示請求の内容を正確に担当課に連絡し、対応すべきであり、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。」というものであります。

2は特に問題なかったもので、3ですが、処理結果の3「本事案に係

る行政文書開示請求書の記載内容から行政文書の特定は困難であるが、『支出伝票を含む』との記載から、平成 22 年 4 月 22 日付けで補正を求めたときに、記載内容に関連する行政文書名として千葉県中山間地域等直接支払交付金に係る支出負担行為支出伝票についても例示することがより適切であり、実施機関に対し、意見を通知した。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 32 ページをご覧くださいと思います。「3 意見」の部分ですが、(1)として「開示請求者が本事業に係る行政文書開示請求書の補正に任意に協力する意思がない旨を表明している場合は別として」、以下は先ほどの通知と全く同じ内容ですが、「窓口において、『開示請求する行政文書の件名が記載されているかどうか』又は開示請求者が『知りたい情報の内容が、行政文書を特定できる程度に具体的に記載されているかどうか』確認し、開示請求者の主観に基づく部分があり行政文書の特定が困難であると判断した場合は、開示請求の内容を正確に担当課に連絡し、対応すべきである。」

(2)として「行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載されている内容から行政文書の特定は困難であるとしても、当該開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載から、補正の参考となる情報として記載内容に関連する行政文書名を例示する場合には、当該行政文書名を慎重に検討すべきである。」と、支出伝票という例示をしなかったということで、不十分だという意見でございます。

その他の苦情につきましては、却下目的の補正要求ではないということ、リストを示さないとか、リストの添付漏れという申出人の主張については、実施機関の事務処理に不適正な点はないということで、部会では判断いたしました。

続きまして、苦情 5、苦情 6 に移ります。苦情 5 及び苦情 6 についても、類似の案件ですので一括して説明させていただきます。資料の 5 ページをご覧ください。申出人は A さんで、申出日は、苦情 5 が平成 22 年 5 月 6 日、苦情 6 は 6 月 7 日です。実施機関は知事、苦情 5 は総務課、苦情 6 は総務課、市町村課、健康福祉指導課、農村振興課が担当課となっています。苦情の内容ですが、両苦情に共通いたしまして、異議申立てに係る文書の保存期間を故意に短くして、都合

の悪い文書の破棄を画策しているというものでございます。調査は、菅野委員、澤田委員に実施していただきました。

処理結果について説明いたします。苦情 5 の処理結果欄の 1 の所ですが、「行政文書管理規則別表には『訴訟及び行政不服審査に関する文書』という規定があり、平成 20 年 5 月 30 日付け総第 357 号の起案用紙の写しは行政不服審査に関する文書であるから、その保存期間は軽易なものでも 5 年としなければならず、実施機関の設定した保存期間は適当とは認められないため、その事務は不適正なものである。」ということで、異議申立ての文書ですが、総務課は 3 年という設定をしていたが、規則での保存期間は最低 5 年だということで、それが不適正であるということです。

それから 2 ですが、「なお、実施機関においては、苦情の申出書を受けたことから本件文書の保存期間を 10 年に訂正していることが確認された。」、3 として「また、実施機関では、平成 10 年度以降の開示請求に係る異議申立てに関する文書について、廃棄されることなく規則で定める保存期間の保管がなされていることが確認されたため、申出書に記載された『都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく』という事実については認められないが、申出人にそのように受け止められても仕方のない事務処理であり、今後は十分注意されたい。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 45 ページをご覧ください。45 ページの「3 意見」ですが、まず 1 として「行政文書開示の適正かつ円滑な実施のために、行政文書は適正に管理されている必要があり、その保存期間の種別についても行政文書の取扱い等を十分考慮し、設定しなければならないものである。」、2 として「実施機関は、規則第 10 条第 1 項別表に規定された保存期間について十分理解するとともに、所属内でコンプライアンス意識向上のための研修等具体的な再発防止策を検討し、行政文書の管理に係る事務の適正な処理に努められたい。」、3 として「さらに、実施機関（政策法務課）は、全所属に対し、千葉県行政文書管理規則の周知徹底と再発防止のための注意喚起を行うべきである。」というものでございます。

苦情 6 もほぼ同様ですので、説明は省略させていただきますが、市町村課だけは、もともと保存期間を 5 年に設定していましたので、不適正とまでは言えないということで、総務課、健康福祉指導課及び農

村振興課だけに同じような是正意見を出しているところがございます。

引き続きまして、苦情 7、苦情 8 について説明いたします。これについても、類似の案件ですので一括して説明させていただきます。資料の 6 ページ、7 ページをご覧くださいと思います。申出人は A さんで、申出日は、苦情 7 が平成 22 年 6 月 14 日、苦情 8 は 6 月 21 日です。実施機関は警察本部長で、担当課は県警の広報県民課です。

苦情の内容ですが、苦情 7 につきまして、開示請求を県警の情報公開センターの窓口で請求書を提出すると、担当所属の担当者が、これは会計課ですが、条例がよくわからないと言っている、ということであるとか、何かと時間をかけすぎる、情報公開の事務取扱要綱を県警職員全員に徹底するようにしていない、というものでございます。また、苦情 8 につきましては、開示請求をする際に、あて先に本部長の個人の名前の記載を強要する、というものでございます。調査は、井上委員、橋本委員に実施していただきました。

それら処理結果の内容について説明いたします。

苦情 7 の処理結果ですが、まず 1 ですが、開示請求に当たって、情報提供が適切に行われたかという点でございます。読み上げますが、「申出人は実施機関に対し不正会計処理がわかる書類の一覧表を示すよう求め、証拠書類目次及び経理問題特別調査に係る追加調査の様式 1 を提供することができると考えられる。証拠書類目次は不正会計処理だけでなく、適正に行われた会計処理についても簿冊に付され、実施機関が申出人に対しこれを提供したとしても、行政文書の特定に資したとはいえない。追加調査の様式 1 に記載された内容は、平成 21 年 12 月 18 日の経理問題特別調査結果報告書の公表に向けて調整を図っていた行政文書であり、開示請求書の提出があった時点では、この様式を提供することができなかったとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。」というものです。

それから処理結果の 2 ですが、これは開示請求に当たって、担当所属と総合窓口による対応が両方で行われたという点でございます。「担当所属である会計課ではなく総合窓口である広報県民課で、行政文書を特定できる程度に把握できるまで、請求書を受け付けなかったことから受け付けるまでに時間を要したという苦情については、速やかな開示決定等を図り申出人の利便に資するため、担当所属長の職員の立会いのもと協力を得て、総合窓口で受付を行っており、実施機関の事

務は適正であると認められる。」というものです。

処理結果の3と4については、苦情8も同じですが、これらは開示請求における実施機関の発言に係る苦情でございます。苦情7の処理結果の3ですが、「実施機関が『条例がよくわからない』等と発言したという苦情については、申出人及び実施機関の説明は異なり、当該説明以外に当該事実を確認することはできないため、部会でどちらの説明によるともいえない。申出人に対しこのように受け止められる発言があったとすれば問題であり、実施機関は発言に注意するようにされたい。」、4でも同じように、「説明が異なり、事実を確認することができない」ということで、判断はなかなかできないのですが、「部会で判断できることは、この苦情は、申出人及び実施機関で意思の疎通が十分に図られなかったため申出があったと考えられることであり、申出人及び実施機関は十分に意思の疎通を図るよう努められたい。」というもので、3と4に共通して言えるのは、言い分が異なって、事実が確認できないということでございます。

苦情8についても、結果は同じで、やはり判断ができないということですが、もしそのような発言があったとすれば注意されたいという判断をいたしております。

苦情1から8まで、一括して説明させていただきました。

多賀谷会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、部会長から何か補足すべきことはありますでしょうか。

菅野委員

特にありません。

多賀谷会長

本件については、苦情調査を担当していただいた方、事案によって違いますけれども、弁護士の方以外にこの推進会議の委員の方も御参加いただいておりますが、その方々から何か御意見等はございますでしょうか。

桑波田委員

「情報公開推進会議の意見」という所に、検討の結果の意見は記載されておりますので、特にありません。

多賀谷会長

ありがとうございました。そのほか、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。文書の特定とか、保存期間とか、日付の書き間違いとか、本質的ではない話ですけども、しかし、やはりそういうところに対応の問題があったということは事実のようであります。そのほか、御意見等がありますでしょうか。よろしければ、先に進めさせていただきたいと思っております。

事務局（濱崎）

それでは、苦情 9 から 12 について、説明をお願いいたします。

続きまして、苦情 9 を説明いたします。資料の 7 ページをご覧ください。苦情の 9 でございますが、申出人は A さんです。申出日は平成 22 年 8 月 9 日、実施機関は知事、担当は県民生活課です。苦情の内容ですが、「不開示部分を黒ヌリせず白ヌリ。コピーすると何も写らない。何を不開示にするのか不明となる。白ヌリだと情報があるのかわからないか不明である」というものです。具体的には、苦情の内容は、県民生活課の職員が修正テープ、これは白色ですが、を使用して不開示情報をマスキングしたため、不開示情報を記録した箇所がわからないというものです。

なお、申出人は、何を不開示にするのかが不明だと主張していますが、どういう情報を不開示にしたのかは、決定通知書に記載されているところがございますので、こちらの方は、分かるということになると思います。したがって、「どこに書いてあるのかわからない」という問題が残ると思います。調査は、伊藤委員、藤井委員に実施していただきました。

お手元の「情報公開事務の手引」に事務取扱要綱が掲載されておりますが、その 122 ページをお開きいただきたいと思います。122 ページの下の方に、「(3) 部分開示の方法」というものがあります。ここで、アとして「不開示部分と開示部分とが別のページに記録されているときは、(ア) 取りはずしのできるものは、不開示部分を取りはずして開示を行う。なお、この場合、不開示部分があることを説明するなどして明確に示す。(イ) 取りはずしのできないものは、開示部分のみを複写機で複写し、又は不開示部分に袋をかけて閉鎖する。等の方法により行う。」、もう一つ、イとして、今回はこれになります、「不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときは、原本を複写したものにマスキング等を施し、再度複写する。」、こういう事務取扱いの内容になっております。

ここではマスキングの色は特に指定はされていませんが、この要綱の規定を前提に処理結果の内容について御説明いたします。一覧表の 7 ページをご覧ください。

処理結果ですが、1 として「事務取扱要綱では、不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されているときにおいても、開示請求者に不開示部分があることを説明するなどして明確に示す趣旨であると解

することが相当である。」、2として「実施機関が作成した開示を実施するための行政文書の写しでは、不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分がある。」、3として「閲覧しただけでは、不開示情報が記録されている箇所が識別できない部分について、実施機関は申出人に説明を求められてから当該箇所を示していることから、実施機関が行った不開示情報が記録されている箇所が識別できない事務の処理は適正を欠くものである。」ということで、是正等に関する意見を通知したというものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 57 ページをご覧ください。57 ページの下の「3 意見」の所ですが、「不開示部分と開示部分とが同一ページに記録されており、行政文書の写しにより開示を実施する場合、黒色でマスキングをするなどして、当該行政文書の不開示情報が記録されている箇所を開示請求者に明確に示すべきである。」という意見を出しております。

続きまして、苦情 10 について説明いたします。資料の 7 ページをお開きください。7 ページの一番右側ですが、申出人は A さんで、申出日が平成 22 年 8 月 24 日、実施機関が知事、教育委員会、企業庁長、警察本部長ということでございます。

苦情の内容ですが、「支出負担行為支出伝票を開示するとき起票日と伝票番号を特定せず決定通知書を発行。異議申立てができないよう故意に決定通知の際知らせない。」というものです。また、ここには記載されていませんが、申出人は「開示の際、差し替えられても分からない」という苦情を申しております。調査は、菅野委員、大田委員に実施していただきました。

この苦情の原因となる開示請求ですが、後ほど議題 4 で、昨年度の制度の運用状況を説明しますが、申出人から、昨年、支出伝票についての大量の開示請求が各所属にあった際、決定通知書には文書名として「支出伝票何件」としか記載しなかったということに関して苦情が出されたものです。

それでは、処理結果の内容について御説明いたします。処理結果の欄を読みますが、「1 仮に他の支出負担行為支出伝票と差し替えられたとしても、差し替えられた当該伝票には、開示請求書に記載された事項とは違う情報が記載されているため、その判別は容易に行えると考えるのが相当であり、実際に開示するときに、件数だけでは別の書

類と差し替えることも可能であり、特定が不十分であるとの申出人による主張は認められない。」「2 しかしながら、実施機関の過大な負担とならない程度において、当該伝票等が区別されるような決定通知書への記載がされれば、開示請求者にとってはわかりやすい通知書になるとともに、申出人が抱いたような疑念も払拭されると考えられ、また、実施機関にとっては特定した伝票等を確認しやすくなるとともに、このような苦情もなくなるなど、双方にメリットが生じるものと考えられる。よって、今後の情報公開の推進という観点からも、実施機関においては開示請求の対象となる行政文書の性質等に応じ、決定通知書へのわかりやすい記載の仕方の検討等を求めるものである。」というものです。不適正とまでは言えないけれども、そうした方がいいのではないかという判断を示しております。

続きまして、苦情 11 につきまして御説明いたします。資料の 8 ページをご覧ください。申出人は A さんで、申出日が平成 22 年 8 月 24 日でございます。実施機関は知事、担当は政策法務課です。

苦情の内容ですが、上の欄で、1、2、3、4 とまとめております。1 ですが、「警察職員を定める規則に規定する警察職員について住民監査請求をしたいが、開示を請求した場合、同規則に規定する警察職員の氏名は不開示とされ、住民監査請求をすることができないので、同規則は違法である。」、2 として「実施機関は、同規則に規定する警察職員の氏名が記録された行政文書を保有していないから、同規則を定めることはできない。」、3 として「特例条例に基づく警察職員を定める規則を定める際に、実施機関が警察本部長に照会して警察職員のうち警部補及び同相当職以下の職員の氏名を原則不開示とすることについての回答があったものである。警察職員を定める規則を定める際に、同様の措置をとっておらず手続がおかしい。」、4 として「当該回答は、捜査上の行為及び財務会計上の行為を分けていない。」というものです。調査は、井上委員、桑波田委員に実施していただきました。

この苦情につきましては、申出人が昨年 8 月の推進会議で意見書として出して、審議したものと同一内容でございます。

それでは、処理結果の内容について御説明いたします。ちょっと長いものですので、簡単に説明いたします。

まず 1 は、職員の指定は住民監査請求の法定要件の一つではあるが、監査委員は氏名が記載されているかどうかというよりも、請求の内容

で要件を満たしているかどうかを判断すると言っているということでございます。

2 ですが、要約いたしますと、氏名が記載されていないから、補正を求めて却下すると監査委員は発言した、と申出人は主張しておりますが、監査委員は、そのような発言はしていないと言っているので、部会では判断できないというものでございます。

3 以下でございますが、これをまとめて要点を申しますと、知事は条例の委任に基づき、知事の規則として定めているのであって、制定手続きには問題はありませんし、警察事務の特殊性、また全国的に同様に定める必要から制定の必要性があるということ、また、必要性を県警本部に文書で照会しなければならないという法令の定めもないが、状況は確認しているので問題はないということ、さらに、財務会計上の行為を分ける合理的な必要性もないということを、部会では判断しているところでございます。

次に、苦情 12 について説明いたします。資料の 9 ページをご覧ください。この苦情だけは、申出人は別の方で B さんです。申出日が平成 22 年 9 月 14 日、実施機関は知事、担当は政策法務課です。調査は、伊藤委員、佐藤委員に実施していただきました。

苦情の内容ですが、これも簡潔に申しますと、この方は、行政文書の開示に際し、閲覧ではなく文書の写しの交付を求めたのですが、センター窓口で申出人へのサービスとして、写しの交付申請書に交付を求める文書名を入れた上で申請用紙を送付いたしました。そうしたところ、センターで記入した文書の件名欄の文書名の文字が小さすぎて見えないのは嫌がらせだと言っております。それから、そのことをセンターに訴えに行ったときに、職員がヒソヒソ話をしながら笑っていただけだ、というような苦情を申しております。

それでは、処理結果の内容について御説明いたします。処理結果欄の 1 ですが、「行政文書の名称等が記載された『行政文書等の写し等の交付申請書』については、本件担当職員が申出人の負担軽減を考慮し、さらに決定通知書との齟齬がないようにと考え、決定通知書の『行政文書の件名』を縮小コピーし、貼り付けて作成したものであるとのことであり、本件に限らず、場合により同様に行っているということから、申出人に対して嫌がらせを意図的に行ったものではないという実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。苦情処理調査部会で

当該申請書を見分したところ、当該申請書の『行政文書等の名称』欄は、他の記載に比べかなり小さな文字で記載されており、判読できないとまではいけないものの、実施機関が記載し送付する文書としては、申出人への配慮を欠くものであったといわざるをえず、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。」というものでございます。

それから、2ですが、「総合窓口においてヒソヒソ話をしながら笑っていただけだ」という点につきましては、「当時の状況は不明であり詳細についてはわからないということであり、事実を確認することはできないため、当部会では判断できない。」という結論になりました。

1につきましては是正意見でございますが、資料の76ページをご覧くださいと思います。76ページの「3意見」ですが、「実施機関が申出人の負担軽減に配慮して行った事務であるということは考慮できるとしても、申出人に対して文書を作成し送付するのであるから、実施機関は、收受する者が通常判読できる文字の大きさに記載すべきである。総合窓口は、開示請求者が行政文書を簡便な手続で利用できるようにするため設置された情報公開窓口であることから、適切な事務処理を行われたい。」というものでございます。

以上、苦情9から12について御説明いたしました。

多賀谷会長

ありがとうございました。これについて、部会長、何か補足はございますでしょうか。

菅野委員

特にありません。

多賀谷会長

苦情処理を担当していただいた調査員の方々は、何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。これも白塗りとか、確かにコピーしてしまうと見えなくなってしまう、また、文字が小さいとそれだけで腹が立つという気持ちは分からなくはないんですけども。

多賀谷会長

澤田委員、どうぞ。

澤田委員

今まで1から12の事例について、処理結果も含めてお話がありました。これは、1件以外は同じ方ですよ。

多賀谷会長

そうです。

澤田委員

そうですね。

事務局（濱崎）

はい。

澤田委員

Aさんですね。

事務局（濱崎）

はい。

澤田委員

これを見ますと、かなりといたしますか、ほとんどAさんが苦情申出

をしておられるんですが、今お話を聞きますと、一つは行政文書の日付の誤りですか、これは行政文書というのは、非常に文書の日付が尊重されるものなんです。確定日付といわれるんですね、公文書は。公文書の日付というのは重要なものであるという認識を、やはりもう一度、行政庁で見直してもらいたいと思うんです。

それから、対象文書の特定等で幾つか、まあ当事者の言い分が違うかもしれませんが、一般の方が、県民が行政の公文書を特定するのは極めて難しいんですよ。それで、いろいろなやりとりで、どういう文書が必要かということ、行政庁でもいろいろな観点から聞き出すこと、その努力が必要であろうと思うんです。その際に、よく行政でいわれるのは、教示するという行政行為があるんです。この教示の仕方、もう一度、県の各庁で再検討していただく必要があるんじゃないかなというように思います。幾つか、教示をすれば、あるいは窓口の対応によっては、苦情処理で問題になるようなことまでいかないのが、かなりあるような気がいたします。

それから、県警の不正経理の事案ですが、今回の県の不正経理の問題で、情報公開が適正になされていたかどうか、これはどこでチェックするのだろうか。当委員会でも、情報公開推進の会ですよ。そうですね。それから、個人情報保護の関係も併せてやっている、そういう委員会のはずです。そうすると、県民の方々が、例えばですよ、県警の何年か前からあった不正経理の情報公開が適正であったかどうかということについて、当委員会でも踏み込んだ検討ができないものか。不正経理に関わった職員の賠償・返還の事実はどうなのか等々も、まあ新聞報道等であるかもしれませんが、それで十分かどうか。再発防止はどういうふうに行っていたかどうか。そういうことこそ、こういう所で審議するところではないのかなという気はするんです。規定上どうなっているか分かりませんが。

県民の人たちは、莫大なお金が翌年に繰り越されて、それでうまく使っていただければいいけれども、そうでない事実があった、これはまあ千葉県だけじゃないんですけど。ほかの神奈川もあるんですが。そういうことであれば、もっとこの委員会を活用してできないものか。ここにあるのは調査部会ですよ。将来それでいいのかどうかということ、是非、御検討していただきたい。

それからもう一つ、後で言おうかと思ったんですが、今までに当委

員会でいろいろ苦情処理事案を検討してもらいました。これで6年くらい経つんですかね。そうすると、そろそろその事案の内容を分析して総括をする必要があるのではないのかなと。これは調査部会でもお話は申し上げたんですが、それが十分に皆さんの所にほとんど伝わっていないと思うんです。そういうことを是非やっていただきたいなというように思います。

もう一つ、また後でお話ししようと思ったんですが、Aさんだけで幾つか紹介がありましたが、その中でも、なるほどなあということで、県の姿勢を正していただかなきゃいかん問題があるようです。公文書の管理の問題、それから窓口対応の問題、行政法上の教示の仕方の問題を含む研修をもっと徹底してやってほしいんです。この報告の中に、そういうようなことをこの委員会として提言をしているんです。でも、そのフォローが全然なっていない。こういうことをずっと今後ともこの会で続けては、全く意味のない同じことを繰り返している会になってしまう。誠に虚しいことだと思います。そういうことを是非、今回を初回にしてでもいいんですが、将来は是非検討して、それを実施していただくようお願いしたいと思います。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございました。今の澤田委員の御意見、特に後半部分等は、議題2や議題3に絡むと思いますので、苦情そのものの内容ではなくて、制度のあり方が問題なので、そこでもう一回議論させていただきたいと思います。

そのほか、苦情の内容について、御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議題2「苦情に関する是正等の意見に関する措置状況について」、事務局から御説明ください。

事務局（濱崎）

議題1の関係ですが、苦情13から16ということで、現在調査中の事案がありますが、それにつきましては一覧表の9ページから10ページに記載してありますので、そちらをご覧くださいと思います。

それでは、議題2の説明に移らせていただきます。

ただ今、澤田委員から、今まで出た苦情の分析とかをするべきだろうというお話がありましたが、前回の推進会議でも御意見をいただきまして、今回、議題2として、「苦情に関する是正等の意見に対する措置状況について」ということでまとめまして、会議に報告させていた

だくことになりました。

これまでに意見を通知した苦情事案につきまして、実施機関へ照会を行い、措置の状況を取りまとめました。お手元の資料の 77 ページをご覧ください。資料 2 として、まず平成 17 年度以降の苦情処理の状況の一覧表を付けてございます。

推進会議が設置されました平成 17 年度以降、申出のありました苦情は全部で 98 件でございます。そのうち、現在処理中の事案を除いて、苦情処理の結果、改善の必要が認められるなど、実施機関に是正等の意見を通知した事案が 24 件ございます。

次ページ以降が、その 24 件の具体的な措置の状況になります。苦情の内容や事務処理の内容により 1 から 8 までの項目ごとに整理し、取りまとめております。

それでは、79 ページ、まず項目の 1 として「補正の手続」についての苦情でございます。意見を通知した苦情は 3 件ございまして、四つの課に通知しております。情報公開条例では、開示請求をする際に、開示請求書に必要的記載事項が記載されていない場合や、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分で行政文書を特定することができない場合などには、開示請求書の不備を補正するよう求めることができると定めております。

この補正の手続に係る苦情として、1 番目の案件ですが、これは先ほど説明した苦情 3 でございます。そのうち、政策法務課に対する意見は、補正の手続の前段階の窓口での請求内容の聞き取りに関するもので、現在は常日頃しっかり請求者の意図を聞き取るよう努めているところでございます。

2 番目の苦情ですが、補正の内容が分からない、情報提供がないという苦情で、2 度の補正の求めに記載した文言が同じであったというものです。この案件につきましても、いわゆる主観的な請求に対する補正の求めでございまして、1 回目の補正の求めに対する回答が、同じような内容が記載されていたという事情があったようですが、実施機関に対しては、補正の内容を明示したり、適切な情報提供を行うなど、請求者が補正の求めに応じられるような措置を講じられたいという意見が出されたものでございます。

また、3 番目の事案ですが、補正を求める文書の送付から回答期限までの期間が十分設けられていなかったため、改善すべきであるとい

う意見が出されたものでございます。窓口も含め、請求者の意図を十分確認する努力や、情報提供を行っていくことが必要と考えており、実施機関としては、課内研修等を行うなどして、職員に制度の解釈や運用上の留意点等について周知を図っているということでございます。

次に、80 ページですが、二つ目の項目で「対象文書の特定」というものですが、開示請求者の求めに対する行政文書の特定が十分ではなかったという苦情です。意見を通知した苦情は3件あり、すべて教育委員会に対するものです。

1番目の苦情は、昨年2月の推進会議に報告した案件ですが、起案文書と併せて施行文書の現物も請求したのに、起案文書だけ特定したというもので、実施機関に対しては、請求者の意図を確認して特定するよう意見が出されたものです。

2番目の事案も、特定漏れと、それが判明した後の対応が遅かったというものです。

また、3番目の事案ですが、裁判所に証拠物として提出された文書があるのに、開示請求に対しては「保有していない」という決定をしたという内容ですが、その文書は職員が個人的に作成したもので、組織共用性がなく、条例で規定する行政文書には該当しないということから、「行政文書を作成していない」という理由の決定をしたというものです。推進会議からは、開示請求者に対する説明が不十分であり、行政文書に該当しない旨の説明をきちんとすべきであるという意見が出されたところでございます。実施機関の措置といたしましては、開示請求者の請求内容の確認や、請求に係る文書の検索を慎重に行い、説明を十分にするなど、留意しているというところでございます。

次に、81 ページ、「3 開示決定等の期限」についての苦情です。2件の苦情に対して意見が出されております。

1番目、2番目の事案とも、条例に定める開示請求があった日から30日以内の決定を行わず、決定を延長する場合の書面による通知も行わなかったというもので、改善すべきであるという意見が出されたものです。

実施機関の措置としては、1番目の事案ですが、議会事務局においては、情報公開処理台帳を独自に作成し、進捗状況の管理・確認を徹底しているということ、また、2番目の事案で、保険指導課においては、課内研修等を行い、制度の解釈や運用上の留意点について周知を

図っているというところでございます。

また、センターの窓口においても、行政文書開示請求管理システムのデータを見て、期限が守られるよう注意を払っているところです。2件とも17年度の苦情であり、その後、そのような苦情はありません。

次は、4の「記載誤り」についてです。

1番目の事案は、先ほど説明した苦情1で、年度を間違えたというものです。

2番目の事案は、開示請求者へ送付した決定通知書に「(案)」という記載をしたまま送付してしまったというものです。

開示請求に係る決定通知書の作成は、通常、行政文書開示請求管理システムを使用することとしていましたが、苦情が生じた20年度においては、このシステムが共用パソコンというものに入っていたため、実施機関の職員はこのシステムを使用せず、職員に1人1台ずつ配付されているパソコンを使って決定通知書を作成したため、このような事態が生じたというものであります。推進会議からは、慎重な事務処理に努めるよう意見が出されたものであり、実施機関の措置としては、行政文書開示請求管理システムを使用して決定通知書を作成し、施行に際しては、内容を慎重に確認するよう徹底を図ったということであり、

なお、現在は、新しい開示請求管理システムが1人1台パソコンに入っており、このシステムを使用して決定通知書を作成するよう、情報公開・個人情報センターからも指導しているところであり、このような間違いは生じないものと思われ、

次に、82ページは5として「異議申立てに対する処理」についての苦情です。これについては、全部で5件の苦情に対して意見を通知しております。

開示決定等に対する異議申立てがあった場合は、実施機関は原則として千葉県情報公開審査会へ諮問や意見照会を行い、審査会の答申や回答を受けて決定を行わなければならないとされており、その期間については、条例上は速やかに行うとされ、事務取扱要綱で標準的な処理期間が定められているところであり、これらの事案は、諮問や意見照会をするまでに時間がかかる、また、審査会の答申を受けても、異議申立てに対する決定を実施機関が行うまでに同じように時間がかかるという、実施機関の事務処理に対する苦情です。

1 番目の事案は、先ほど説明した苦情 2 で、処理途中で書類を綴り込んでしまったという、これは単純な実施機関のミスでございます。

2 番目の事案は、前回の推進会議で報告したのですが、対象となる部分開示決定が複雑な事案であったため、答申から異議申立てに対する決定までに、標準的な処理期間を過ぎてしまった、また、標準的な処理期間を徒過する特段の事情を申立人に十分説明していなかったというものであります。

3 番目から 5 番目の事案については、異議申立てから諮問や意見照会をするまでに、標準的な処理期間が過ぎてしまったというものであります。

これらの苦情に対しては、推進会議からは、そのような事務処理は改善すべき、必要な説明をすべきという意見が出されたところでございます。実施機関の措置としては、確実な事務処理、異議申立人への説明、また課内研修等を行い制度の解釈や運用上の留意点について周知を図るなど、適正な事務処理に努めているところであります。

次に、83 ページですが、6 として「開示請求に係る個人情報の漏えい」についてです。2 件の苦情に対して意見が出されております。

1 番目の事案は、申出人へ開示文書の写しの交付を行った際に、情報公開センターから実施機関へ開示請求書を送付した文書の写し、この中には請求者である申出人の氏名、住所が記載されていたわけですが、それが混入していたというもので、個人情報の不適切な取扱いについて意見が出されたものです。申出人イコール請求者ですが、その申出人の個人の氏名が漏洩したというものです。

2 番目の事案ですが、実施機関の職員によって、補助事業に関し補助団体と電話でやりとりする中で、開示請求者の名前、これは姓のみですが、流出してしまったというものです。これは大変大きな問題ですが、推進会議からは、情報公開制度において開示請求者の情報の保護は制度の根幹に関わるものであって、慎重な取扱いが求められ、外部に流出するようなことがあってはならないという意見が出されたものです。

実施機関の措置としては、千葉県はこの事態を重く受け止めて、開示請求者に対し謝罪するとともに、流出した事実を公表いたしました。また、担当課の属する商工労働部において、流出事例の再発防止の徹底を図るよう、部内に向けて通知を行い、さらに、情報公開条例を所

管する総務部においても、開示請求における適正な事務の取扱いの徹底について万全を期するよう、全所属に向け注意喚起を行ったところでございます。この点については、説明会や研修会などの機会に、再三注意喚起を行っているところです。

次の 84 ページ、「7 行政文書の保存期間」についてです。これについては、先ほど説明した苦情 5 及び苦情 6 になります。

実施機関の措置としては、文書管理を所管する政策法務課においては、行政文書の保存期間の適正な取扱いの徹底について、全所属に向け通知を行い、また、苦情の対象となった課においては、課内職員への周知や個別の確認を行ったところであります。

次に、85 ページ、「8 その他」ということで、5 件の苦情について、まとめて記載しております。

1 番目の苦情は、先ほど説明した苦情 9、マスキングが白塗りだったというものでございます。そのようなマスキングをしたのは、この事案だけだったようですが、実施機関としては、不開示情報が記録されている箇所が明確に分かるように、黒色でマスキングするよう統一したというものであります。

また、5 番目の事案にもマスキングに関するものがございます。こちらは、マスキングをしたものを再度複写しなかったことにより、不開示とした部分の文字が判読できるものであった、見えてしまったということで、不開示情報を知らせることになってしまったというものです。これは 17 年度の苦情ですが、先ほどの個人情報の流出と同じように、それ以来、同じ誤りがないように、説明会や研修会など、機会があるたびに注意喚起をしているところであります。

2 番目の事案は、先ほど説明した写しの交付申請書の文字が小さいという苦情であります。窓口では、現在は見やすい記載となるよう配慮しているところでございます。

3 番目は、前回の推進会議で報告したもので、実施機関は庶務事務処理システムから出力した旅行命令簿に代わる書面を開示したところですが、その情報を A3 判に複写すると文字が小さくなり判読できなくなるため、開示請求者が閲覧しやすいように配慮して、請求者が求めている一部の情報を削除して A3 判に複写したというものです。推進会議からは、あるがままの形で情報を加工することなく、行政文書を開示しなければならないという意見が出されたもので、実施機関

としては、開示に当たり、担当者は上司と照合を行い、適正な処理が行われているか確認しているというところでございます。

4番目の事案も、前回の推進会議で報告した、個人情報を含む文書の写しの情報提供に当たってのトラブルでございますが、実施機関としては、情報提供に当たっては、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、適切に対応するよう努めているところでございます。

推進会議からは是正等に関する意見を通知したのものに対する実施機関の措置の状況については、以上のとおりです。詳細は資料をご覧くださいと思います。

また、過去の苦情処理の結果については、推進会議への提出資料としてホームページに掲載しているところであります。

なお、情報公開条例を所管いたします当情報公開・個人情報センターにおいては、全所属を対象に行う説明会を毎年行います。それから、所属ごとに行う研修会もかなりの数を行っており、当センターからも職員が講師として出向いておりますが、機会のあるごとに、具体的な苦情事例を挙げながら、取扱いについての留意事項を説明するよう努めているところでございます。今後は、今回整理した資料も活用して、再発防止と情報公開制度の適正な運用に努めてまいりたいと思います。

説明は、以上でございます。

多賀谷会長

ありがとうございました。既に澤田委員が先行してこれについて御意見をいただいているようなところもありますけれども、澤田委員も含めて、ほかの方、今の措置状況についての事務局のまとめについて、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。どうぞ。澤田委員。

澤田委員

今ほどお話を聞きますと、この措置状況のとおり実施しているという説明がございました。それは大変結構なこととして、今回集約していただいた是正等の意見を通知したということの措置状況を聞かせていただいたんですが、これは信頼される県の職員、地方公務員でありたい、私どもはそれを願っているんです。それで、今言われた措置状況は、なるほどそうかもと思いますが、具体的に、どこで、どういうふうにしたかということの検証が実はないんです。していないんです。なるほど、今、御報告があったとおり信用はしているんですが、それはそれとしても、研修をどのような内容のものにしたか、せめて疎明資料等だけでもお見せいただけないものか。

なぜこんなしつこいことを言うかといいますと、先ほど言いましたとおり、「こうしました」といって、ずっと通ってしまったのが従来の処理の仕方だったろうと思います。けども、私どもは推進委員として、まあ信頼はしますが、念のため、せめてどういうふうな課内通知をされたのか、口頭なのか、それから文書なのか、研修なら研修内容はどうか、この会議上に御提示願いたいとは言わないです、調査部会長あてで結構ですから、御提示いただくように、今後やっていただかないと、また同じことの繰り返しになるおそれがある。県の職員の方々を信頼しないということでは毛頭ないんですよ。少なくとも、そういうことをおっしゃるなら、そう主張されるなら、疎明資料程度でいいんですから、出していただけないものかということでございます。以上です。

多賀谷会長
菅野委員

どうぞ、菅野委員。

今の澤田委員の意見に多少重なりますけれども、苦情処理調査部会の部会長をこの6年やってきましたので、やはり澤田委員と同じような感想を持っております。

苦情の申出がそれなりに出されています。不幸なことだと僕は思うんですが、多くの方からというよりも、非常に限られた方から苦情の申出がなされて、それも苦情の調査をしていくと、調査の意味があるのかというように疑ってしまうような苦情もたまにはある。ただし、今日の報告でもありましたように、12件中7件で何らかのかたちで是正の意見を出しているわけですから、まだ情報公開の窓口を含めて、職員に情報公開がどれだけ大切なものかというのが十分徹底していないということは言わざるを得ないだろうと思います。

そして、ここからが問題なんです、是正等の意見を出して、実施機関がそれを受け取る、その後で、それがどうなっているんだろうかという、そここのところが、正直なところ非常に分からない。もう少し単純に言えば、これだけ約6年やってきて、是正も24件意見が出たということになっているので、それが果たして情報公開の推進にどう結び付いているのか、このへんが、はっきり申し上げて、なかなか分かりにくいということで、その辺りについて、もう少し実施機関の方で実質的な検証なり、そういうものをするか、それでなければここでするか、そういう必要があるのかなというように、6年間行ってきて現在考えています。

そのためにはやはり、実施機関それから窓口で大変苦勞されているのは分かりますけれども、情報公開というのは、県民、国民といってもいいですけど、「知る権利」というのが基本的にあるんだということで、行政がそれに対してきちんと説明する責任ですから、行政の説明責任だけではなくて、基本は、行政の行為について国民、県民が知る権利を持っていて、それを請求してきているんだというところを毎回理解をして、特に窓口を含めて、やっていただければ、窓口の対応についての苦情はもう少し整理ができるんじゃないかなというような感想も持っています。

そういうことで、どこでやるかは別にして、是正等の意見に対するその後の対応というものがどうなされているのか、結果から見ると、同じ誤りを実施機関が犯しているということで苦情が上がってきていないので、それなりに是正の意見が受け入れられて、そこは改善されているんだらうと、部会長としては考えておりますが、もう少しその先の情報公開の推進というところにまで目がいつているのかというと、ちょっとそこまではまだいつていないのかなと。このへんのことを次年度は、もう少しどこかで取り上げられればというように考えております。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございます。今回、委員の方、澤田委員だったと思うんですけど、御提言により、こういう措置状況についての資料がこの推進会議で公になったというのは評価できることだと思います。

私も、これを見ていて思い起こしたんですけども、苦情処理調査部会は実質的にオンブズマン的な機能を持っているわけですし、これに似た組織として川崎市が市民オンブズマン制度を、もう十数年とっておりますけれども、年に1回、報告書を出しています。その報告書を見せていただきますと、やはり基本的に、こういう苦情があって、それに対してどう処理をしたかということについて、年度単位でその苦情処理の個別的な事例が、こういう一覧表のような形で載っており、冒頭に短い文章が付いている。それが報告書ということになっている。

そういう意味で、先ほど澤田委員が、何らかの意味での委員会としての総括という話がありましたけど、この推進会議自体は、2年間、それもほんの時々お会いするだけですので、報告書というのは難しいでしょうけれども、実質的には、この苦情処理調査部会の活動状況について、そして、それがどういうふうに反映したかということについ

て書いてある、これは報告書に近いものではないかというように私は考えます。

ただ、それともう一つ、では、それが本当に反映しているかどうかというところを検証する、要するに、モニタリングをどうするかということは、これは確かに難しい話で、次回の会議に申し送りというかたちになると思うのですけれども、多分、オンブズマン制度の場合には、そのモニタリング自体もオンブズマンがやるということになると思うんですね。だから、もしある程度その検証をするということになると、ちょっと課題を押し付けて申し訳ないですが、それは苦情処理調査部会の方がおやりになるのがふさわしい。実際、実質的に事案を検討して意見を出されているんですから、やはり何らかのかたちで、そういうモニタリングをするという工夫を、今後されるべきだろうというように考えます。

確かに、菅野委員がおっしゃったように、同一の事案、例えば補正とかそれぞれの項目について、毎年のように同じような事案が上がってくるということは、改善されていないということであり、過去にあったけれども、その後は上がってきていないということは、改善されたということだろうと、結果的にはなっているでしょうけれども、しかし、もうちょっとモニタリングをした方がいいのかもしれない。

そのほか、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「苦情処理調査部会のあり方について」、事務局から説明いただきたいと思います。

事務局（濱崎）

議題3の「苦情処理調査部会のあり方について」説明させていただきます。お手元の資料3、87ページをお開きいただきたいと思います。

まず1として「苦情処理調査部会の運営状況等」について、これまでの経緯を整理してございます。部会を構成する委員、現在は3名の弁護士の委員がなっておりますが、以外に苦情調査に携わっていただいている委員の関与のあり方につきまして、現在の委員の任期が開始いたしました一昨年の平成21年度第1回推進会議以来、議論を積み重ねてきたところでございます。

昨年8月の推進会議には、苦情調査に携わっていただいている委員が議決・判断に加われるよう、要領の改正案を提示したところですが、柔軟な運営ができないのではないかと判断されたと私どもは理解しております。最終的には(9)に記載のとおり、参加希望委員の

意見を最大限尊重し、意見が分かれた場合は情報公開推進会議で議論する旨を部会の運営に係る文書に明記するように、会長から御指示があったところでございます。

その指示を受けまして、改正案ということで、次の 88 ページに記載しているとおりに提案したいと思います。部会の運営のあり方について、以前に出した文書が 89 ページですが、その「4 委員が関与する範囲について」ということで、アとして「部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。」、イとして「委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行うものとする。」というようになっておりますが、そのイの部分につきまして、88 ページの（新）という所ですが、そこを見ていただきますと、アンダーラインをしてある部分ですが、「部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でないと部会長が判断する場合は、推進会議に報告するものとする。」というように改めたいと思います。そういう案を提案したいと思います。以上でございます。

多賀谷会長

今の苦情処理調査部会のあり方について、特に弁護士以外の委員の方が関与した場合の部会のあり方について、見直しの提案がありましたけれども、これにつきまして、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

菅野委員

会長、よろしいですか。

多賀谷会長

どうぞ。

菅野委員

提案をされた内容については、異議はありません。まあこういう形にした方が参加された委員の方たちもより実質的に調査を含めた決定に関与していただけるようになるんだろうというように思いますので、今よりは苦情処理調査部会が一步前進をするということで、いいのではないかと思います。

もう一つ、「あり方」というように一応議題に書いてありますので、6 年間責任者としてやった立場として検討いただきたいのは、ここに書いてあることが一つと、もう一つは、条例を前提としても、今の苦情調査のあり方でいいのかというところを検討する必要があるのではないかと。はっきり申し上げますと、例えば 20 件苦情があったとすると、20 件を同じようにみんな形式上調査をしているのが今のやり方で

す。そうではなくて、その中で問題がありそうな事案が5件あるとすれば、それはもっと深く突っ込んだ調査を調査部会としてやっていく。原則的には実施機関を含めて聞き取りをするということを実質的にやっていく。今は大体文書回答で、よほどのことがなければ、実施機関からは聞き取りをしていません。もちろん申出人にも同じようなことで、何か聞き取りをする必要性があるなど考えたときにしているんですけども、それを20件全部にやるということはもうできませんので、ある程度申出事案を選別して、きちんとそこまでやる事案と、形式的に今のままで、今までと同じように処理をしていく事案と分けて、きちんとやる事案については、そこまでやっぱり調査をきちんとして、それで意見を出すんだったら意見を出した後、澤田委員の意見にもありましたけれども、フォローするということまで苦情処理調査部会としてやってもいいのかもしれない。

そこまでいけば、もう少し、改善をいろいろ求めたことについて、改善がなされているかどうか、それが私たちも分かるし、推進会議としても、条例上設立されている意味が出てくるんだということで、これは来年になるかもしれませんが、今日場で議論をいただいて、むしろ形式的なあり方ではなくて、調査のあり方をどうするかということろまで踏み込んで議論していただければいいかなと思います。

多賀谷会長

ありがとうございました。その点について、もう少し実態を明らかにしたいのですが、今年度、苦情の申出は16件ありますけれども、それについて手続き的な話で、どうのように調査をしているかということについて、事務局から説明していただければと思います。

事務局（濱崎）

22年度は16件苦情がありまして、そのうち12件は処理済み、4件は現在調査中ということです。今、菅野委員からお話がありましたとおり、16件すべてに弁護士さん以外の委員も調査に参加していただいて、16件全部処理をしているということでもあります。ただし、16件中、申出人への口頭の聞き取りを行った事案が6件、今回の苦情の1、2、7、8、10、11の6件だけ聞き取りをやっています。それ以外に申出人に書面で調査をしたものが、苦情の3、4と12の3件でございます。

この9件以外の7件については、申出人への口頭聞き取りや書面調査を行わず、実施機関への書面調査、もしくはそれに類似するような調査を行って処理をしているというのが実態でございます。以上です。

多賀谷会長 ありがとうございます。そうすると、口頭聴取が7件、そして書面による聴取が3件で、残りは？

事務局（濱崎） いいえ、口頭聞き取りが6件です。

多賀谷会長 口頭聞き取りが6件。

事務局（濱崎） 口頭聞き取りが6件で、書面調査が3件、これは申出人に対する口頭聞き取りと書面調査です。残りについては、事務局だけに調査をしている、それも書面調査です。

多賀谷会長 ということです。その意味で、手続きは三つになっているわけですが、その区分は、菅野委員の方で、重要性でそのように振り分けたというように理解してよろしいでしょうか。

菅野委員 今、会長が言われたとおりではないというようになるんですが、一応、政策法務課の方と相談をして、事案の内容を検討して、じゃ、これはこうしましょう、という程度のことはするんですが、それ以降はもう各担当の調査委員にお任せをするというかたちを取っています。その最初の段階の選別もそれほどきちんとしたものではありませんので、まあこれは明らかに誰が見ても文書での調査でいいよねというのは、もうそれで決まってしまう。それ以外のところは、もう実際上は調査を担当する方たちにお任せをして、それでやっているというのが実態です。

多賀谷会長 どうぞ、井上委員。

井上委員 井上です。今の議論の流れ、部会長がおっしゃりたいのを私なりにそんたくすると、その振り分けは、口頭聴取、書面調査、実施機関への書面調査と、いろいろ段階があるんですけど、どういうようにそれを決めていくかということ自体を、部会で少し議論するようなかたちを取ったらどうかというような趣旨でおっしゃっているのかなと思います。そういう部会のあり方も、まあ部会自体は大変になりますけれども、それはそれで望ましい姿かなというように思います。

今は確かに、それぞれの委員に振られて、それぞれの委員と事務局と打ち合わせて決めているところもあるので、その全体の調査のあり方自体を、部会で議論するようなかたち、ただ、そうすると、全体が見えない中で、入り口でそのへんの振り分けをするということも難しいことなんですけど、これは次年度以降のあり方なんでしょうけど、そういうかたちがあるんじゃないかということで、それはそれで一つのあり方じゃないかと思います。

多賀谷会長

私も部会には直接関与していないので、提案的なことしか言えないんですけども、現在、苦情処理調査部会には、弁護士の委員ではない、この推進会議の委員の方が参加している。今後のイメージとしては、あらかじめ一定程度重要であるということが分かっている事案について、部会長がおっしゃるように、それについて集中的に聴取等を行う、それに推進会議の委員が中心的に加わるという、そういう仕組みにした方が、多分いいのではないかという気持ちがございます。

確かに、最初的时候に、それを仕分けることは難しいですけども、まあ後で分かれば、後で場合によっては入れればいいということと、恐らく弁護士の方、そして一般委員の方が集まって会議をするキャパシティーというのは決まっていると思うんですね、多分10件も20件もできない。年間に数件、5、6件くらいだろうと思うんですけど、要するに、本当に重要そうに見える事案をやって、それについて、やはり実りのある結論が出るように努力するという、そういう方向でいった方がいいのではないかというような気がします、おしなべてやるよりは。

そのほか、御意見はございますでしょうか。どうぞ。

澤田委員

今、議長の言われたとおり、あらかじめそれができるようであれば、重要でないか、まあ事実調査ですかね、事実調査を要するかどうかというのは、初めから分からないのが普通なんです。これはいろいろな事案を私なりに過去の例を出しますと、調査してみて初めて、当事者が主張が違う、明らかに違う。しかも、かなり根本的な違いがある。内容が重要だというふうなものは、これは担当となった調査委員、それから参加委員において、どうするかを決めていただいていた方がいいような気がします。

あらかじめこれを決めると、私が従来言っているように、柔軟性がないんです。この調査は極めて柔軟に対応した方がいいと思いますので、それは今までもそうやっていたとおり、流れに従って、これはちょっと、というようなのがあつたんです。そういうふうに、今はコンクリにしないで、こういうふうなものは事実調査するんだということをししないで、少し積み重ねた上で検討された方がいいのかもしれない。以上です。

多賀谷会長

今の話とも関わりますけれども、今回、苦情の16件ですか、それについては、すべて弁護士の委員とそれ以外の委員の方が参加してい

るわけですが、過去には弁護士の方々だけでおやりになっていたという事案があった。今後、そこをどうするかというのが、一つの課題というわけではないですが、つまり集中審理的にするならば、恐らく住民代表の方が参加する案件を絞った方がいいのかもしれませんが、澤田委員がおっしゃるように、それは開いてみないと分からないというところがあります。しかし、初めから明らかに、そういうことを言うては申し訳ありませんけれども、それほど重要性が背後にあるとは思えないようなものについて、住民の方に来ていただくのも、これもまたどうかなど。

それで、これは私の提案といいますか、ほかの方も御意見をいただきましたんですけど、そのへんは澤田委員が言うように柔軟に考えて、部会長の方で、書面審理で済ませる、あるいは弁護士の方々に済ませるというようなことが妥当であると考えれば、まあそれはそういうようにする。ただし、事案を審理していったら、これはやはり重要な問題が背後にあるという場合には、その段階ではやはりもう少し集中審理的な重要な手続きの方に移行していただくという、そういうようにしていただく。あまり部会長の裁量をしばらないように、裁量を認めたいというように思いますが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

大田委員

今までのお話の中で、菅野委員がおっしゃったこととかは、全面的には賛成です。私も数少ない苦情処理調査部会に参加させていただいた中で、これはわざわざ専門職である弁護士の方が取り上げるまでのことはないんじゃないかということがあって、ここまではやるべきではない、必要がないなというものと、ここから先がもうちょっと必要じゃないかということもありましたので、それを選別するというのは、確かに今後の課題として必要だと思います。

それで、それを実際にどういうふうに分けていくかということもありますけれども、その前に、素朴な疑問で恐縮なんですけど、この部会ですけれども、要領を見る限りでは、調査は「部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員が行うものとする」とありまして、特にこの中では、現状で実際に担当されている弁護士の方3人、弁護士でなければいけないとか、法律の専門家でなければいけないとか、そういったことは特に明記されていませんので、それはどのように決められているのか、今後もそのような人たちでするのか、要領がうんぬんの前に、専門性を問うならば、法律家だけに限るとするのは、

ちょっと逆に狭小であるかなと思います。

実際の事案を見ますと、法律的な問題よりも、それ以外の問題の方が多いので、その専門性を重視した方が、情報公開の運営を円滑にするという推進会議としての役割としては、むしろ適切かなと思います。ただ、そうは言っても、その背景には、前回、前々回でしたでしょうか、議長の方からも御指摘があったように、筋道を立てて振り分けることが必要だから、まあ中立な立場でというお話でしたけれども、中立ということになると、かなり市民というか県民というか、その意識から多少離れていくというおそれもありまして、今後、部会の中で、今お話があったように、一般の住民の委員が参加しないで、弁護士の3人の方だけで当たることもあるだろうということ、今は想定されたようなお話だったと思うんですけども、そうすると、逆にそこはちょっと秘密裏じゃないですけども、それは果たして、それが適切かどうかというのは、今まで数少ない事案を当たった中で、ちょっと懸念される部分がありましたので、賛成できかねると私は思います。以上です。

澤田委員

ちょっと、いいですか。

多賀谷会長

どうぞ。

澤田委員

調査をどうするか、事実調査をする場合としない場合の話は私は先ほどしたつもりで、それは柔軟に対応していいと言ったんですが、基本的に、推進委員が調査部会に入るという根本精神は、私が一番最初にここに委員として来て申し上げた意見は、調査部会だけで調査案件を処理するのは、例に挙げたのは、裁判員制度というのがあります、あれと同じ精神で、県民の方もそういうところに参加して、それで、まあ専門性のあるものは弁護士さんに任せるとしても、一般常識的な判断をするのには、県民のそういう意識・認識が必要だという、そういう趣旨からきているんですよ。

だから、ここに書いてあります参加希望委員なんていう言葉は、私はちょっと不本意なんです。希望はする、しないという問題ではないんです。推進委員全員が本来そういうふうなものにも取り組んでいかなければいけないのですが、専門性があるという、なんか文案になっているんですけども、専門性とか法律的なという、そんな事案については弁護士さんに入ってもらうという程度の話で、本来は推進委員全員でこういうふうな審議すべき個別の事案に参加して調査処理をする、私

は委員に選ばれたら、権利であり義務があると思っているんです。そういうふうな理念で今までずっと私はきたつもりですので、よろしくをお願いします。

多賀谷会長

どうぞ、井上委員。

井上委員

井上です。結局、部会のあり方の議論になっていると思いますが、ただ、部会の構成は会長の指名に基づいて構成されるものですよね。だから、そこの根本のところへ戻ってくる話なので、おっしゃっている意味はよく分かるんですけども、構成をどうしていくかというところは、理念だけで済む話でもないのかなと少し思いました。

多賀谷会長

この話は、そもそも制度を作ったときの話にさかのぼるので、もともとは推進会議と苦情処理調査部会は、別々といいますか、今から6年前か8年前に、二つ組織を作ってくれという提言を出したんですけども、諸般の事情によって一つしかできないという。だから私はこういう形でこういう組織ができたのは、甚だ不本意なんですね、正直言って。似て非なるものを二つ一緒にしているという、そのことから発生しているというところがあるんです。

苦情処理調査部会というのは、基本的にオンブズマンであり、オンブズマンはやはり市民の代表になるというものではないんですね。オンブズマンは、専門家というよりは、むしろオンブズ、マンですから1人、正に市民一般から信頼される、あるいは社会的にも信頼されるような人が、行政について苦情が出された場合に、それを処理するという、そういう仕組であって、そこに市民代表が入って来ると、市民の苦情を市民代表が受け取るというのは、やはりそれは仕組として、本当はおかしい仕組なんです。

だから、そういう意味において、住民代表が苦情処理調査部会に当然に入るとするのは、それは仕組としてできないことで、違う組織ですから。ただし、そうは言っても、推進会議の下に苦情処理調査部会がありますので、苦情処理調査部会について住民代表の委員も含めて、この推進会議からは意見を言わざるを得ないという、住民代表の委員の方々の気持ちも分かりますけれども、そういう二重性があるものだというように思います。

それから、今、井上委員がおっしゃったような、苦情処理調査部会の委員の指名は確かに会長が行っているということになりますけれども、専門性をどう考えるか、これはなかなか悩ましい話です。先ほど

大田委員がおっしゃったように、法律家だけでいいのかどうかという、苦情処理調査部会のあり方をどう考えるかというのは、確かに苦情の申出をされる方の主張は必ずしも法律論とは限りませんが。

どういう専門家ということになると、御提案があれば、次回以降の苦情処理調査部会の学識専門家の指名について、考慮した方がいいかもしれませんが、基本的には、県に対して、県の行政のあり方、情報公開制度のあり方について物申すということですから、やっぱり法律の問題が中心になるというように私は思いますけれども。そんなところでよろしいでしょうか。

澤田委員がおっしゃるように、確かに中途半端な組織になっているという、別々の組織の方が本当はいいんですけどね。

菅野委員

私の方から1点だけ、ちょっと補正させていただきますと、会長がおっしゃったように、この条例を作るときに、どういう条例を作るかということで、情報公開条例は別にこれはもう構わないんですけど、そうじゃなくて、苦情処理とか、それから情報公開で問題が生じたときに、誰が、どういうことをしたらいいかということは議論がありまして、実際は、会長も僕も、どちらかというとオンブズマン的なものを制度として入れたほうがいいんじゃないかという意見だったんですが、なかなかそういうわけにもいなくて、今の条例が現実的にはできたと。

ですから、苦情処理調査部会というのは、正直なところ、オンブズマンにはなっていません。私がこの6年間やってきて、やっぱりもう少しオンブズマン的な要素を入れてもいいんじゃないかというように正直感じて、それで徹底的に調査をするものについては、そこまでやるよという感覚を持ち始めているということです。

極端な言い方をしますと、これは警察の方に怒られるかもしれないんですが、例えば、今回の苦情7などを見ますと、これは、処理は別に間違った処理をしているとは思いません。ただ、私個人で感じるのは、警察というのは、やっぱり情報公開の流れからすると遅れている組織だと思うんですね、なるべく情報を出したくない。これはもう知事部局より遥かにそういうガードが固い所、そうだとすれば、情報公開を進めていく上で、こういう苦情があったときには、もう事情聴取までするみたいなどころまでやって、同じ結論になるかもしれないんですが、その中で進めていけば、情報公開にプラスになるんじゃないかな

という感覚を、この間、持つようになって、それで先ほどのような提案をしたということになります。以上です。

多賀谷会長
大田委員

そのほか、御意見はございますでしょうか。どうぞ。

オンブズマンを目指すということでしたら、ここの場でその方向でいっていいのかどうかを、もうそろそろ決めて、その準備に入らないと、1年や2年ではなかなか達成できないくらい仕組みも変えなきゃいけないと思いますので、議題を先延ばしにするのではなくて、ここでもう少し踏み込んで、決定というんでしょうかね、していただきたいなというように思います。

多賀谷会長

いや、決定じゃなくて、要するに、そういうようにしたらどうかという提案、ここで決まるわけではないんですから。条例を改正しなければいけないんですから。それは非常に困難でしょうけど、そう簡単ではないでしょうね。

大田委員

ええ、そうですね。ですので、それならなおのこと、ここがその場であるわけだから、推進委員であり、ここでやるしかないわけだから、その方向で進めようかというような提案を、もう少し明確にしてはどうかなというふうに思いました。その背景にいろいろなものがあるなら、なおのことです。

澤田委員
菅野委員

菅野委員はどこまで考えておられるんですか、条例改正のことは。

はっきり申し上げて、今の状況で条例改正は無理だと思います。ただ、今の条例を前提にしても、そこまでやっても別に条例違反にはならないし、そこまでやれることはやっていっていいのかなと、その上での条例改正かなと。だから、条例改正を視野に入れてしまうと、なかなか難しい。県知事さんとの関係もありますし、情報公開に熱心な方かどうかという問題もあります、はっきり申し上げて。そういう方が県知事さんであれば、そっちの方向にいかうかということで、条例改正が非常にしやすくなると思います。

今の状況からすると、今の条例を前提にやって、議題5のところでも出てくると思いますが、もし国レベルで情報公開法の改正が行われれば、それに従って、県の条例改正もある部分でなければいけない部分が出てくる。その際にそういう議論をするのは構いませんけれども、まあ先の話だと思いますので。今の条例の下でもできることを少しやってみたらどうかという、それはもう別に条例違反でも何でもなし、事務局に迷惑を掛けることでもないので、そこまでは推進会

議と苦情処理調査部会がそういう考えを持ってばできるかなということ
で御提案をしたというか、肝心の皆さんの方に少し考えてもらって、
そっちの方向で来年度はやってみようよということであれば、そうい
う方向に一步踏み出してもいい。改正する必要はないと思っています。
実質的にはそういうことも含めてやっていくということでは足りるの
ではないかというように考えています。

多賀谷会長

それはまあそうなんですね。大田委員のおっしゃることもあります
けど、私も実際上は条例改正は困難だろうと思います。困難だとい
うことは、これを作ったときの話なんですけど、なぜできなかったかとい
うと、ひと言にいうと、それは財政的な話なんです。

仮にオンブズマン制度を作るとなると、どなたかが常勤のオンブズ
マンにならなければいけませんし、事務局も含め、恐らく年間、億の
金がかかるだろうと。いや、要するに、川崎やなんかを見てみますと、
多分、億かかっていると思うんです。要するに、常勤の委員の方がい
らっしゃって、調査委員のような方を雇わなければなりませんので、
多分かなりのお金がかかっている。それができなかったというのは、
私はそこまでお金がないというのが実情だろうと思いますね。運用で
おやりになっていただくしかないだろうというように思います。

情報公開制度というのは、お金もかかるんですね。それに加えて、
これについてもお金をかけるわけにはいかないというのが、残念なが
らそれが実態だろうと思います。

そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

井上委員

井上です。議論の流れで方向が一つ出てきていると思うんですけど。
ただ、ちょっとあいまいな取りまとめになってしまっただけではどうなの
かなというのと、結局、要領というのがあるわけですよね、運営の要領
というのが。そこのところに、それを改正するとか何とかというよう
なかたちをとって、部会長とか、ほかの委員もいろいろおっしゃった
ことを、要領を変える、あるいは要領に盛り込むというようなかたち
ではっきりさせないと、最終的にはいけないことじゃないかなという
気はしました。

多賀谷会長

そうですね。菅野委員が今おっしゃっただけで、ある程度、そこら
へんも要領みたいなものが、事務局、運営要領でそこのところは明記
されていますか。苦情処理調査部会の運営のあり方について、そこま
で。

菅野委員 明記はされていませんけど、やってはいけないというようにもなっていないので、これは非常に簡単なものですので、特に問題はないんですけれども。次年度にはそういう方向で、運営の要領についても改正をした方がいいのかもしれないですね。

多賀谷会長 そうですね。

事務局（濱崎） ちょっとよろしいでしょうか。運営の要領については、どちらかというと形式的な内容について記載しておりますので、今まで、例えば、もう少し運営の細かい点については、要領ではなくて、推進会議で申し合わせをしたり、そういうかたちでやっております。

多賀谷会長 申し合わせは、文書化はされていないですか。

事務局（濱崎） 提出資料の中でそういうものを出して、合意をもらっているというようなかたちをとっております。

多賀谷会長 分かりました。どうぞ。

澤田委員 部会の調査の仕方等で、要領とかマニュアルとかということになりますとね、今の調査の仕方が非常に、ある意味ニュートラルでできるんですよ。それをことさら、何か権限を与えとか、何か基準を作らなきゃいけないという、そんなものでは、どうもないと思うんですね。

むしろフリーハンドを、まあ制限がないならそういうふうなフリーハンドをいただいて、それで事案に応じて進めて、それでまたよければそれで進めるし、皆さんの意見を聞きながら進めていただいているんじゃないでしょうかね。要領、今、菅野委員の言われたのを、それは記録にはとどまると思うんです。その程度にして、もし作るなら、相当しっかりしたものを作ることになるんじゃないかと思うんですが。

多賀谷会長 やっぱりこれは判例法的にやるしかないだろうと思うので、申し合わせみたいなのをある程度まとめていって、それで確認しながらというように、多分やっていただくしかないだろうと思います。

予定時間を大体 1 時間オーバーしていますので、できれば先に進みたいんですが、よろしいでしょうか。

それでは、次に議題 4「平成 21 年度情報公開制度の運用状況について」、簡潔に御説明ください。

事務局（濱崎） 議題 4 の運用状況ですが、お手元に「平成 21 年度情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」があると思いますが、そちらで御説明したいと思います。なお、統計的なものについては、前回の推進会議でも簡単ですが若干説明しておりますので、今回もそれに少し付け加

えるかたちで、簡単に説明したいと思います。

まず、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。請求件数が過去から並んで書いてありますが、昨年度、21年度は36,510件ということで、前年度より12,000件ほど増えております。その隣の「延べ利用人数」というのが、開示請求をされた方の延べ数ということで、1枚の開示請求書に担当課が複数ある場合は、担当課の数で数えておりますが、2,388人、「実利用人数」が402人ということになっております。昨年度からだいぶ増えているわけですが、増えた理由としては、支出負担行為支出伝票の請求が多かったためということでございます。1請求で約19,000件という請求もございました。

それから、2ページ目をお開きいただきたいと思いますが、開示請求の「処理状況」ということで、開示、部分開示、不開示等の別に数を書いてあります。開示と部分開示を合わせた開示率が98.6%ということでございます。特に増えた分がそっくり部分開示が増えたということになっておりますが、これも支出伝票の請求が、その添付書類の法人情報等が部分開示になっているということで、部分開示の件数が増えているということでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思いますが、3ページが「実施機関別内訳」ということで、これを見ますと、総務部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部、教育委員会が数が多いという傾向が見られます。これも理由としては、支出伝票の請求による影響ですが、特に出先機関を数多く持つ部局が数が多くなっているというような状況でございます。

次の4ページが、各部別で、請求件数が多い課を上位3課記載しております。これから分かることですが、これもほとんど支出伝票の多い所が数が多い。例えば、農林水産部の農林総合研究センター、水産総合研究センターなどが非常に数が多いのですが、これは研究材料の購入の支出伝票が多いということで、支出伝票の開示請求につきましても、そういう消耗品とか研究材料費といった内容の請求が多かったものですから、そのへんでそういう機関が多くなっているという状況でございます。健康福祉部で薬務課が一つだけ飛び抜けて多いのですが、これは麻薬の年間届についての開示請求が多いということで、これは例年どおり同じような傾向になっております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思いますが、ここからは「不

服申立ての状況」ということで、昨年度に申立てられた不服は 147 件で、前年度よりも減っている状況です。表 6 が過去からの「不服申立ての処理状況」ということで、認容、一部認容、棄却、却下、取下げ、審議中、検討中という分類になっております。21 年度に申し立てられたものは、まだ結論が出ておりませんので、審議中と検討中に整理されております。この資料だけからですとちょっと分からないのですが、前年度の累計と比較しますと、21 年度中に処理された不服申立ての状況というのが見えてくるのですが、21 年度中に 302 件の不服申立ての処理が行われ、内訳として、一部認容が 42 件、棄却が 260 件という状況になっております。

続いて、6 ページ、「審査会の審査状況」です。先ほどまでの数字はすべて文書数で表示しておりますが、これは諮問、答申の件数ということで表示しております。

審査会には、前年度から繰り越された未処理案件が 55 件、前年度中に諮問されたのが 22 件、前年度中に答申がされたのが 43 件ということで、22 年度に 34 件が繰り越されているという状況です。43 件のうち、一部を開示すべき、不開示情報があった部分の一部を開示すべきというのが 11 件、原処分妥当というのが 29 件、原処分を取り消すべきというのが 3 件、これは、例えば、原処分が不開示決定をされていた場合に、それについて改めて開示とか部分開示の判断をするべきだというのが 3 件という状況でございます。

そのほかには「個人情報保護制度の運用状況」と、後ろに「資料編」ということで、開示請求の内容と処理状況等が記載されておりますが、そちらは時間の関係で省略させていただきます。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございました。何か御意見、御質問等がありますでしょうか。よろしければ、時間もありますので、次の議題 5 「情報公開法改正の動向について」、事務局から説明してください。

事務局（濱崎）

それでは、議題 5 「情報公開法改正の動向について」、御説明いたします。

資料 4 になりますが、これについて最近、一部の新聞報道で、改正法案の概要がまとめられたとか、近々閣議決定される予定だとかという新聞報道もございましたが、今の時点では改正法案は公表されておられません。県でも内容については全く承知していないという状況でございますので、本日はちょっと過去のものになりますが、昨年 8 月

24日に国の行政透明化検討チームでとりまとめられた内容を資料として添付してございます。その説明を簡単にしたいと思います。

なお、現在はこの検討チームのとりまとめを基に法案の作成がされているというように聞いております。ただし、このとりまとめの中には、引き続き検討すべき内容とか、いろいろな内容が入っておりますし、その後、改正法案をとりまとめる中で、いろいろな調整がされていると思いますので、これがそのまま改正法案に出てくるという意味ではないということをお承知していただき、聞いていただきたいと思っております。

資料4の93ページからがとりまとめの概要でございます。これについては、国のホームページに載っているものと全く同じものでございます。まず、第1で「目的の改正」でございますが、これは国民の知る権利の保障の観点から法律の目的の規定の中に書き込もうという内容でございます。

第2が「開示・不開示の範囲等に関する改正」ですが、開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示となる場合についての制度を改正しようというものでございまして、1番目として「個人に関する情報」でございますが、公務員等の職務の遂行に係る情報について、現在は公務員の職と職務遂行の内容について法律の中で開示することになっておりますが、それに加えて、公務員の氏名、それから行政運営上の懇談会における発言者等の氏名についても、各会議の性質等に応じて、公務員等の氏名に準じて、原則として開示するという方向がどうだろうか、という内容でございます。それから、従前から議論のあるところですが、個人情報について、プライバシー型か、個人識別型かということで、プライバシー型に変更することの可否については、引き続き検討するというようになっております。

2番目が「法人等に関する情報」ですが、これは不開示条項の整理ということで、国の実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とするという規定が現在ありますが、その規定を削除したらどうか、というような内容でございます。

3番目は「国の安全、公共の安全等に関する情報」ということで、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件については、現在は「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が

ある情報」というようになっておりますが、適切な司法審査を可能とするため、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」とあるのを「十分な理由」に厳格化する、などの改正を行ったらどうか、というような内容でございます。

4 番目は「審議・検討等に関する情報」ですが、これも不開示条項の整理ですが、国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」を不開示情報とするという規定があるのですが、その文言を削除したらどうか、というような内容でございます。

5 番目は「部分開示」の関係ですが、現在は、開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、その不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分をして、残った情報について、有意というか、意味のある情報ではないというときは開示しなくてもいいというようになっているのですが、それを、区分することが困難である場合を除いて、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないとしたらどうか、というようなものでございます。

次に、第3が「開示請求から実施までの手続に関する改正」で、まず1番目が「不開示決定の通知内容」ということで、不開示決定をするときは、根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなければならないということを法律に明記したらどうか、ということでございます。

2 番目は「内閣総理大臣による措置要求」ということで、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議して、その同意を得なければならないとか、そういう内閣総理大臣の関与を認めてはどうか、というような内容でございます。

3 番目は「開示決定等の期限」、これについては、現在は30日以内となっておりますが、行政機関の休日を除き14日以内にしなければならない、というように変えたらどうか、という内容でございます。

4 番目は「みなし規定」、これについては、まず一つ目として、開示決定期限内に開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定をしたものとみなすことができる、二つ目として、期限の特例が適用

された場合において、まず実施機関が相当の部分について開示決定等をした日から一定の期限を経過したときも、不開示決定をしたものとみなすことができるということで、そういう期限が経過したときは、開示請求者は実施機関へ不服申立てをしたり、訴訟を起こすことができるというようにしたらどうか、という内容でございます。

次の 96 ページの 5 の「手数料」について、国は手数料を徴収していますが、これを原則として廃止し、開示の実施に係る手数料も引き下げるといふものでございます。

第 4 が「審査会への諮問等に関する改正」で、開示決定等について不服申立てがあった日から審査会に諮問がなされるまでの一定の期限を設け、当該期限を超えた場合には、その理由等について公表するというようなことを法律に規定したらどうか、というような内容でございます。

第 5 が「情報公開訴訟に関する改正」で、「訴訟の管轄」、「不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出」、「審理の特例」ということですが、直接は国の訴訟の問題ですが、現在は、裁判所の方では実際に不開示とした文書が見られないということになっていますが、それを提出を求めるようにする、いわゆる「インカメラ審理」といっていますが、そういうものを裁判に導入したらどうか、というのが「審理の特例」に関する部分でございます。

第 6 が「情報の提供に関する改正」ということで、情報提供の充実。

第 7 が「適用対象の範囲等に関する改正」ということで、国会関係、裁判所関係、政府周辺法人関係にも対象を広げたらどうか、というものです。

第 8 が「行政機関情報公開法等の所管に関する改正」で、これは国の所管省庁の問題です。

第 9 が「情報公開条例の扱い」ということで、特に、先ほどの裁判の関係については、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても、同様に「インカメラ審理」とか、そういったものができるように検討したらどうか、というような内容です。

内容的には既に去年の 8 月のもので古いのですが、現時点で分かっているものは以上ですので、御説明いたしました。

多賀谷会長

ありがとうございました。この法案が制定されるかどうかは、政局

の状況もあって分からないんですけれども、もし制定された場合には、いずれ県としても条例を改正しなければいけないかと、その場合には、これは我々の次の推進会議の仕事になると思うんですけれども、推進会議での議論を条例の中に反映させるということ、是非あるべきだろうと思います。

よろしければ、本日の議題は以上ですけれども、その他について、何か委員の方々から御意見はございますでしょうか。事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局（濱崎）

その他ということで、資料を一つだけ用意させていただいております。資料 5「総合文書管理システムによる文書事務の流れ」ということで、前回の推進会議で、県の電子決裁システムについて、どうなっているのか説明してもらいたいというお話がありましたので、資料を用意させていただきました。簡単に説明させていただきます。

お手元の資料の 101 ページでございますが、県の電子決裁システムといいますと、この「総合文書管理システム」のほかに、職員の休暇、旅費、時間外、そういった人事情報を決裁する「しょむ 2」というシステムがありますが、今日は政策法務課が担当しております総合文書管理システムについて説明いたします。

本県では行政文書に係る情報の総合的な管理を行う「総合文書管理システム」を平成 21 年度から本格運用を開始したところでございます。このシステムについては、行政文書の收受から起案、決裁、施行、保存、廃棄までの各情報等をシステムに登録することにより、文書処理事務について電子的に一元処理をしているところであります。

フロー図の上から、まず「文書の收受登録」というのがあります。次に「起案情報の登録」ですが、起案文書は原則として総合文書管理システムに起案情報の登録をすることにより作成されますが、決裁は、起案用紙を出力して行う書面による決裁と、電子決裁の二つの方法があります。現状では、重要な案件や添付資料が多い案件など、電子決裁により処理することが適切でないなどにより、ほとんどの文書が書面による決裁ということで行われております。

決裁後は「決裁日の登録」、「施行情報の登録」をして、「紙文書の施行」又は「電子文書の施行」を行います。文書の施行は紙文書として施行することが一般的ですが、施行先が県の機関あての公印省略文書のみ、このシステムを利用して電子文書の施行をすることができるよ

うになっております。

文書の施行後は「完結日の登録」、「情報公開支援」の処理を行います。情報公開支援というのは、総合文書管理システムに保存されている行政文書目録の情報を県民が検索できるよう、県のホームページに掲載しているところですが、その情報を公表するために、文書件名や簿冊名の確認を行うという作業でございます。

ここまでで一連の文書処理の登録が終わりますが、その後、保存期間が経過して廃棄するまで、総合文書管理システムにより管理を行っているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

多賀谷会長

ありがとうございました。これにつきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。これは前の事案の関連で、実際に県の文書処理のやり方はどうなっているかということですけど、すべてが電子化されていれば、すべての文書がフォローできるわけですが、そこまでは行っていないという状況ということですか。

それでは、以上で本日の議題、その他が終わりましたので、最後に本日傍聴されている方々の発言を認めたいと思います。発言されたい方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

傍聴人

申出人の A です。たくさん苦情の申出をしていますが、これは県の情報公開のあり方がだんだんおかしくなっていると感じているものですから、結構出てくるようになっていきます。

直近では、不正会計処理の関係で、伝票が起票日と伝票番号が不整合なものがあるんですよ。県の職員は、伝票は後で作ればよいというんで、後で起票日をさかのぼって日付を入れるんですが、伝票番号がコンピューターで通し番号になっているんで、4月に起票したことになるけど、10月の伝票番号が入っているとか。そういったことで今、開示請求をすると、起票番号を黒塗りにしてくるんですよ。何でもいから黒塗りにできると思って。そのたびに異議申立てして、全く情報公開条例を悪用されているというのが現状なんです。不都合なことがあれば、何かと理由を付ければ黒塗りができると。そんなことをやられてたんじゃ、情報公開が進まないと思うんですよ。

このへんの考え方をもっと直すとなると、今は実施機関に対して異議申立てしていますが、これを審査会に対して、審査会に決定権限を与えないと直ってこないと思うんですよ。例えば、異議申立てして 1

か月以内に審査会の方に諮問するとか、そういうことで時間稼ぎして、送られてきてから、理由説明書なりを出させるのにまた1か月かかる。時間稼ぎをして、その間に書類を捨てちまえばいいとか、そういうことも簡単にできるわけですよ。条例で、もし異議申立ての提出先を審査会にするというふうに決めれば、これは行政不服審査法で認められているんで、条例改正すべきだと思います。今のままだと、政策法務課を筆頭に、何とか隠そう隠そうって、そういうことをやっていますんで。これを条例改正の検討内容の一つ入れてほしいんですが。

それと、異議申立てして一部容認の決定が出たときに、それに対してどういう開示決定書を出すか、これはマニュアルできちんと決められていませんので、また部分開示決定を出すんですよ。部分開示決定には、教示をしないものと、教示をするものがあるんで、今回、苦情14で出したんですが、ここには、もう一回異議申立てしろって書いてきたんですよ。政策法務課の方でもなんか意見がまちまちみたいなんです。現在、一つ裁判が行われていまして、その裁判の中で千葉県知事が、文句言っていないじゃないかと。文句を言っていないのは、新しく部分開示したのに、教示がなかったからだって書いたら、その次から教示を書いてくるようになりました。なんか制度自体のマニュアルというのがきちんできていないからだと思うんです。一部容認のときは、一部容認の全部開示決定通知書を出せばいい話なんでね、最初からさかのぼって全部の部分開示を出すというのは、必要ないと思います。

訴訟先が今度は審査会に対して決定の取消しを求めるようなことになりますけど、ちょっとそこらへんもあるんで、できないのかもしれないんですが、普通は処分に対する取消訴訟になるんで、実施機関の方が被告というんですかね、そっちの方になると思います。

最後なんですけど、県警の方なんですけど、ここはどうも隠すというのが得意みたいで、先ほどの住民監査請求に関係するような支出負担行為伝票でも、担当職員の警部補以下は消している。これについては、県警独自の規則を作ればいいんじゃないかと思うんですが、そのへんのことを公安委員会に、故意じゃないですが、開示請求して、職員名を黒塗りにしてきたんで、異議申立てを公安委員会の方にしています。そちらの方で判断してもらって、裁判になるかと思っています。

とにかく、なんか何でもいから理由を付けて黒塗りにしようとい

う、そういう傾向がだんだん強くなってきている。そのへんに対して、条例の方でそれを許さないような方向にならないかというのを検討していただきたい。それが私の方からのお願いです。よろしく申し上げます。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

傍聴人（中谷氏）

中谷と申します。今日はちょうど教育委員会会議が同時並行で開かれていたもので、受付に行ったり、それからまた傍聴に行ったりというようなことで、大変出たり入ったりで申し訳ありませんでした。

それで、幾つか申し述べたいんですけれども、今、A さんがおっしゃって、かえって悪くなったんだと、制度が、運用が。そんなことで「おや、おや」と思ったんです。どういうことかという、例えば、改善の意見というのを出していますね。意見をこちらの会議がお出しになっていますけれども、なんで今さらって思ったことが随分あったんです。僕自身、最近はある開示をやっていませんから、気が付いたわけなんですけれども。そういったことで、ちょっとがくぜんとなりました。

それから特に、今のお話の中で、不正経理に関わる支出伝票、「及び」というんですか、支出負担行為支出伝票、その「及び」が伝票番号が墨塗りにされたというようなことがありました。僕はこの伝票番号が非常に重要だということは、もう 10 年以上前やって、不正経理のときに、ある新聞が大きく報道してくれました、僕らのデータを基にして。そういったようなことから、恐らく墨塗りしてきたのかなと思うんですけれども。僕らがこのおかしなことをやっているということに気が付いて、その 10 年前にいろいろ開示請求、もうやめてもらいたいということで、知事部局の筆頭課の所にやっぱり開示請求するんですけれども、それから連中がどういうことをやったかという、相手方コードを消してきました。僕らはそれをやって、特定の所で今、不正経理で問題になった預けをやっているというのが一目瞭然だったんですよ。

それで、そのときに東京都民にある相談したならば、「あ、これは裁判をやろう」と言われたんですね。ところが、僕はやっぱり心優しい千葉県人ですから、根っからの。これは千葉県の恥をさらすことはねえ、というわけでやめたんですけども、裁判へ持っていかなかったんですけど、これは今、大きな後悔であります。だから死ぬに死ねないとい

うことなんですね。そんなことがありました。

だから、やっぱり県庁のお役人様はちっとも反省していないなということなんです。この場にいる方々もそうだと、僕は思いますよ。例えば、先ほどデータ、ちょっと座って言います、先ほど 21 年度の情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書が発表になりましたけれども、部分開示が増えたと言いました。例えば 2 ページです、21 年度は 3 万件になっていますね、部分開示が。このときの理由として、支出伝票に法人情報を隠したからだとか言った、のたまわったわけですよ。冗談じゃない、前は出ていたんですよ。

それはどういうことかということ、それは澤田委員も指摘されましたけれども、不正経理の実態が明らかになるとやばいというようなことで、法人情報を隠すことによって自分たちの不正が追及されることを逃れようとしてやった、姑息な手段だった。この場合は、それにさらに上乗せして、実態をきちんと言わないで、たまたま、というようなことを言うてくるわけですよ。これはとんでもない話なの。本来ならば情報公開を進めるべき事務局が、それは知事部局の意向かなんか知らん、あ、知事か、そういったことで、きちんと説明しないというのは言語道断だと思います。以前はちゃんと法人情報が出ているんですから。いいですか。

そこで、次にまた幾つかお願いします。まず、もう今度はこれ、3 期目の委員の方々、もう終わりになるのかな、次に 4 期目に入ると思うんですけども、是非、選考方法を考えてもらいたい。公募委員は今まで 3 人だけけれども、果たして 3 人でいいのかどうか。もっと増やしてもらいたい。それから、住民代表として幾つか団体から出ているけれども、確か 7 団体だと思ったけれども、中には団体じゃなくて、特定の企業が指名で入っているのもある。僕はこれ、ずっと追っ掛けているんですよ。というのは、審査会がうまく機能するかどうかというのは、構成メンバーによりますから。このことをまずきちんと考えてもらいたいと思います。もっと人数を増やした方が、僕はいいと思っています。

それから、いいことを言いますと、この会議は非常にやっぱり開かれています。傍聴規定なんかもそうなんですね。非常に開かれています。是非、他の行政委員会等の見本になるように、また頑張ってもらいたいなと思っています。

具体的に言うと、例えば教育委員会会議だけが議事録をちゃんと出してくるんですよ。あと、ほかの行政委員会、いくつかの行政委員会、全然分からないし、いつやっているのかも分からない。これは正に、この会議というのは非常に幅広く、情報公開ということになっているので、非常に幅広くネットをかぶせられるはずなので、是非その面でも、御努力いただきたい。

それからもう一つ、先ほど、職員の研修、情報公開に対する研修が十分ではないんじゃないかという御指摘がありました。そこで、この15人のメンバーの方が、4月、5月に確か職員研修をやるはずですから県庁の、それでこれは民間委託でやっているはずですが、僕はこれもおかしいと思うんだけど、ただ民間人が入ってもいいはずですから、是非、皆様方委員が名乗りを上げられて、県民の目線で直接、情報公開を担当する職員、あるいはそうでない千葉県職員にも知らせていただきたい。かなり成果が上がるのではないかなと思っております。以上であります。

多賀谷会長
事務局（濱崎）

ありがとうございました。最後に事務局から何かございますか。
特にございません。

多賀谷会長

それでは、これをもちまして、平成22年度第2回千葉県情報公開推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人